

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会 第4回会合

委員会報告

1. 2021 年 6 月 2 日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会(以下「委員会」)第 4 回会合が、ビデオ会議形式にて開催された。協定参加国(オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、ペルー、ベトナム)の閣僚及び上級職員が参加した。西村康稔TPP担当大臣が委員会の議長を務めた。
2. 委員会の議題は附属書Aに添付されているとおり。
3. それぞれの議題項目の下での委員会における議論及び合意された成果の要約は次のとおりである。
4. 議題1: 委員会はその議題を採択し、議長が開会の辞を述べた。議長は、2021 年 2 月の英国による加入要請を受け、CPTPPは新たな章に入ろうとしており、英国の加入要請の問題について、充実した議論を行うことを楽しみにしている旨述べた。
5. 議題2: 議長が、閣僚及び上級職員を招き、本会合の公式写真が撮影された。
6. 議題3: 議長の招きを受け、閣僚及び上級職員は、英国の加入手続の開始、加入作業部会のあり得る今後のプロセス、署名国による締結等を議論した。閣僚及び上級職員は、英国により要請された加入手続を開始すること、及び日本を議長、オーストラリア及びシンガポールを副議長として、英国の加入を交渉するための作業部会(以下「加入作業部会」)を設置することを支持した。
閣僚及び上級職員は、英国の加入手続開始及び潜在的なCPTPPの拡大の重要性を強調した。
閣僚及び上級職員は、CPTPPのハイスタンダードなルールを維持し前進させる必要性を強調し、ハイスタンダードな国際貿易・投資ルールについての英国の経験、ルールに基づく貿易システムにおいて透明性、予測可能性並びに信頼性を推進することへの英国の明確なコミットメント、並びに、CPTPPの高い水準を満たす意図及び能力についての英国の確約を指摘した。閣僚及び上級職員は、英国が、協定上の約束を如何に満たすかを詳細に説明し、最も高い水準の市場アクセスオファーを提示し、その加入条件を誠実に交渉することに対する期待を表明した。
閣僚及び上級職員は、CPTPPが未だ効力を生じていない署名国から国内手続に関する最新情報の提供を受け、これらの署名国が、可及的速やかに協定を締結し、加入手続に締約国として関与することにつき希望を表明した。
7. 議題4: 委員会は、附属書Bのとおり、英国の加入手続を開始し、加入作業部会を設置する決定を採択した。
8. 議題5: 閣僚は、議題3の下での議論の性質を反映するものとして、附属書Cのとおり、第 4 回TPP委員会の機会における閣僚共同声明を採択した。
9. 議題6: 委員会は、報告書について決定し、議長は締め括り発言を行い第 4 回TPP委員会の閉会を宣言した。

附属書A

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会 第4回会合

議題

日時： 2021年6月2日9:00(日本時間)

場所： ビデオ会議

議題1： 議題の採択及び委員会議長による開会の辞

議題2： 公式写真撮影

議題3： 各国閣僚による討議

議題4： 委員会決定案に関する委員会の行為

議題5： 閣僚共同声明案

議題6： 委員会の報告書及び委員会議長による締め括り発言

附属書B

英国の正式な加入要請に関する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定

2021年2月1日、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(以下「英国」という)から受領した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)への加入交渉を開始するための正式な要請に鑑み、

CPTPP第5条(加入)、第27・2条(委員会の任務)、第27・3条(意思決定)及び第27・4条(委員会の手続規則)、並びにCPTPP委員会(以下「委員会」という。)で採択された2019年1月19日の委員会決定の附属書の加入手続(以下「加入手続」という)に従い、

ルールに基づく貿易システムの支持者としての英国の履歴、ハイスタンダードな貿易・投資ルールの経験、並びに、加入手続に定められているとおり、CPTPPの義務を遵守し、最も高い水準の市場アクセスを提供する意図の英国による確約に留意し、

委員会は次のとおり決定する。

加入手続の開始

1. 加入手続第2.1節(加入手続開始要請)に関し、加入希望エコノミーとして、英国から要請された加入手続をここに開始する¹。

加入作業部会の設置

2. 英国の加入を交渉するための作業部会(以下「加入作業部会」という。)は、以下の付託事項及び構成をもって、ここに設置される。

付託事項：「CPTPP第5条(加入)及び加入手続第3項及び第5項に従い、(i) CPTPPの条件を遵守する能力を示すために英国から提出された書面及びCPTPP締約国に求められた英国からのその他の情報を含め、CPTPPに加入するための英国政府の要請を検討し、(ii)英国のCPTPP加入交渉を実施し、並びに、(iii)交渉終了の後、英国のCPTPPへの加入に関する条件について、委員会に対して報告書を提出すること。」

構成員：加入作業部会は各締約国の政府の代表者によって構成される。

議長：日本、副議長：豪州及びシンガポール。議長の任務は、次のものを含む。加入作業部会の活動全般(組織的事項を含む。)を調整すること、加入作業部会の全ての会合の議長を務めること、及び加入作業部会の報告書案の起草を調整すること。副議長は、議長の任務遂行を支援する。

3. CPTPP第27・4条第4項(委員会の手続規則)及び加入手続に従い、加入作業部会は、必要に応じて、その活動の実施のための手続規則及び日程を定めることができる。
4. 加入作業部会は、必要な場合には、その任務を遂行するための補助グループを設置することができる。
5. CPTPPが未だ効力を生じていないCPTPP署名国は、加入作業部会のいかなる決定もCPTPP締約

¹ 本決定は、英国のCPTPP加入に関する各締約国によるそれぞれの関係する国内法の手続を妨げるものではない。

国が行うとの理解の下、締約国が別段の決定を行う場合を除き、加入作業部会の会合に出席し、かつ参加することができる。

6. 加入作業部会は英国の政府の代表者を含まない一方、加入の条件を交渉するため又はその他の理由のため、加入作業部会はその会合に英国を招請することができる。

本決定は、委員会により採択された日に効力を生じ、委員会の議長国により公表される。

附属書C

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP) 第4回 TPP 委員会の機会における閣僚共同声明

2021年6月2日、豪州、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムを代表する閣僚及び上級職員は、議長国である日本主催のもと、第4回 TPP 委員会の機会に、ビデオ形式で会議を行った。

我々は、2021年2月1日に英国から受領したCPTPPへの正式な加入要請を歓迎し、その要請によって、締約国は、英国との加入手続を開始する決定に至り、加入作業部会を設置した。

CPTPPとCPTPP加入への関心の重要性

新型コロナウイルス感染症により世界経済が低迷し、制限的、不当な貿易慣行等の内向き志向も見られる中、我々は、CPTPP のような革新的でハイスタンダードな協定には、我々の地域において、また、それを越えて、ポスト・コロナの貿易及び経済回復に重要な貢献を行い得る旨確認した。我々は、そのために、サプライチェーンの強靱性を高め、電子商取引を促進することを含め、我々の現在の活動を継続する決意である。

この観点から、我々は、英国の加入手続開始及び潜在的な CPTPP の拡大が、世界中の我々の貿易パートナーに対して、自由かつ公平で、開かれた、効果的、包摂的なルールに基づく貿易システムを支持するコミットメントの強いシグナルを送ることになるとの認識を共有する。

英国との加入手続の開始は、アジア太平洋地域及びそれを越えて、21世紀型のハイスタンダードなルールを広げ、自由貿易、開かれた競争的市場、及び経済統合を更に推進する機会をもたらす。

これらの目的は、協定第5条及び2019年1月の東京での第1回会合においてTPP委員会で採択された加入手続に合致している。これらは、CPTPPが、これらの目的にコミットし、協定のハイスタンダードを満たせるエコノミーによる加入に開かれていることを明確にしている。

これらの目的を促進するに際し、TPP委員会は、加入希望エコノミーが、CPTPP加入手続で定められたベンチマークに従って、協定を全面的に受入れ、また、協定の既存の全てのルールを遵守すること及び最も高い水準の市場アクセスの約束を提供することに対するコミットメントを証明する重要性を強調した。

英国の加入手続開始の決定

委員会は、決定に際し、CPTPPのハイスタンダードなルールを前進させる必要性を念頭に置き、ハイスタンダードな国際貿易・投資ルールについての英国の経験、ルールに基づく貿易システムにおいて、透明性、予測可能性並びに信頼性を推進するという明確なコミットメント、並びに、CPTPPの高い水準を満たす意図及び能力についての英国の確約を考慮した。

英国の加入手続に関する作業は始まるところであり、本日の決定はプロセスの一步に過ぎない。英国はCPTPPの高い水準を満たす用意がある旨示してきた。我々は、英国が協定上の約束、特に既存の全てのルールの遵守を如何に満たすか理解するために、英国と共に取り組み、英国の市場アクセスオファーを受領し、その加入条件を交渉することを期待している。CPTPPは、関税及びその他の物品・サービス貿易及び投資に対する障壁の撤廃を通じて、最も高い水準の包括的な市場アクセスを達成することを目指している。我々は英国を、この努力に誠実に貢献する潜在力のあるパートナーとみている。

加えて、我々は、英国の潜在的な参加が、CPTPP参加国によって共有されている、相互利益、共通の価値、そしてルールに基づく貿易システムを擁護することに対するコミットメントを支持するであろうことにも留意する。また、それは、市場志向の原理を推進し、保護主義及び不当な貿易制限措置の使用に對抗することにも役立つであろう。

全署名国による CPTPP 発効

我々は、CPTPP メンバー内の結束を維持する重要性を強調し、CPTPP が未だ効力を生じていない署名国が、可及的速やかに協定を締結し、今回及び将来の加入手続に締約国として関与することにつ

き希望を表明する。